

報 道 資 料

令和5年9月29日（金）

【本件問い合わせ先】

香芝市役所市民環境部市民課

担当 滝村（たきむら）

電話 0745-44-3301

誤送付による個人情報の漏えいについて

1 概要等

9月12日（火）、市民課において、A氏の個人情報（住所及び氏名）が記載された個人番号カード交付申請・電子証明書発行申請照会書（以下「照会書」という。）を、誤って別人B氏の封筒に封入し、送付するという事案が発生しました。

※個人番号カード交付申請・電子証明書発行申請照会書は、マイナンバーカードを受領する際、紛失等により交付はがきを提出できない方が、交付はがきの代わりに提出する書類で、マイナンバーカードの受領勸奨文書を送付する際に同封しております。

○8月22日（火）

市民課窓口にてA氏より交付はがき及び照会書を受領した担当職員Cが、提出が不要である照会書には個人情報が記載されていないと思い込み、白紙であるならば再利用すべきと考え、A氏の個人情報が記載された照会書を、未使用の照会書の束の中に混入しました。

○9月12日（火）

担当職員Dが、未使用の束の中にあつたことから個人情報が記載されていることに気付かず、A氏の個人情報が記載された照会書を受領勸奨文書とともにB氏あての封筒に封入封緘し、送付しました。

2 判明経過

9月28日（木）、誤送付を受けたB氏より申出があり、判明しました。

3 原因

受付した書類は全て記載内容を確認すべきところ、また、封入封緘時は未使用の照会書であることを確認すべきところ、その確認が十分に行われていませんでした。

4 対応

個人情報が漏えいした方及び誤送付を受けた方、双方に対し経緯を説明の上、謝罪を行いました。

今後は、封入封緘時のチェック体制強化等の対策を進め、リスク分析から事務処理手順の見直し等を行うことにより、再発防止に取り組み、市民の皆さまの信頼回復に努めてまいります。